

## 1 議 事 日 程

〔令和3年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和3年6月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第42号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第43号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第44号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第45号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 島 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	笠 利 毅 議員	〃	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

市民生活部長	中 島 康 秀	健康福祉部長	田 中 縁
市民課長	野 寄 正 博	税務課長	田 代 浩
納税課長	大 谷 賢 治	人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之
国保年金課長	山 口 辰 男	保育児童課長	大 石 敬 介
元気づくり課長	安 西 美 香		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議事課長	花 田 善 祐
書記	平 田 良 富		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） おはようございます。

議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、セルフメディケーション税制の延長及び個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに伴います関係規定の改正でございます。

議案書は28、29ページ、条例改正新旧対照表は25、26ページでございます。また、本日配付しております資料1、令和6年1月1日施行、控除対象扶養親族についても参考資料としてご覧ください。

それでは、条例改正新旧対照表の25ページをお願いします。

第1条です。附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制につきまして、適用期限を5年延長し、令和9年度までの個人住民税に適用するものでございます。

この市税条例の改正につきましては、令和4年1月1日施行でございます。

次に、第2条です。第24条第2項、個人の市民税の非課税の範囲の具体的な改正内容ですが、令和2年度税制改正により、国外に居住する扶養親族のうち30歳以上70歳未満につきましては、原則控除対象扶養親族から除外することとされました。これに伴い、個人住民税均等割の非課税限度額につきましても、その基準判定に用いる扶養親族の範囲を16歳未満及び控除対象扶養親族に改正するものでございます。

次に、第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書ですが、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、扶養親族申告書に記載する扶養親族を16歳未満の者に限定するものでございます。

次に、附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等ですが、第24条第2項の改正と

同様に、個人住民税所得割の非課税限度額につきましても、その基準判定に用いる扶養親族の範囲を16歳未満及び控除対象扶養親族に改正するものでございます。

今ご説明しました第2条の改正につきましては、全て令和6年1月1日施行でございます。説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから1件お願いします。

セルフメディケーションについて、広報紙等でこれが始まった段階で一度説明とかはなされてあるんですかね。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 税制改正が行われるときは、申告の前の広報でお知らせ、そしてホームページのほうでもお知らせをさせていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 医療控除が10万円を超えるもの、それからセルフメディケーションの下限が1万2,000円でしたかね、そこを超えるところ、ここは問合せが私のほうにも何件か時々あっていたんですけども、要するに一緒に両方とも申請できるのかとか、どんな薬は大丈夫なのかとか、簡単なようで複雑な内容だと思うんですね。少し傍聴の方も来られていますので、セルフメディケーションについて概要を簡単にご説明願ってよろしいですか。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） セルフメディケーション税制につきまして、特定一般用医薬品等を購入した場合に年間1万2,000円を超える額が医療費控除として申告できるという特例になります。今この分のセルフメディケーション税制の上限が8万8,000円になっております。ですので、購入額としては10万円を超えても最高で8万8,000円という形になります。この特定一般用医薬品といいますのが、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品で、医師の処方なしに薬局、薬店等で購入できるものになります。薬のパッケージとかにセルフメディケーションという表示がなされているものになります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 期間が延びたというようなことで、今回もう一度セルフメディケーションと医療控除の立て分けというか、そういったところを周知していただいたほうがいいのかというふうに個人的に思ったんですね。それで、条例改正の中で私たちは審査しますが、一般市民の方たちがセルフメディケーションのこういう控除があるというようなこと自体の今問合せとか周知とかというのはどういう感じで市としては進められていて、市民の皆さんには浸透してきているのか。課長の感覚で構いませんので教えてください。

税務課長。

○**税務課長（田代 浩）** 広報等につきましては、税制改正が行われたときに市報とかに載せているところで、その後定期的に載せるとかということは今のところは行っておりませんので、今のご意見等がありましたので、令和4年1月1日施行になりますので、改めて広報のほうはさせていただきますと思います。それと、セルフメディケーション税制と通常の医療費控除、この分はどちらかの選択という形になりますので、実際に令和3年度の課税の状況を見ますと、医療費控除の適用を受けている方が4,720人いらっしゃるんですけども、セルフメディケーション税制を選択した方というのは11人でございます。ですので、令和4年1月1日施行でございますので、このあたりも改めて広報のほうはさせていただきますと思います。

○**委員長（小島真由美委員）** ありがとうございます。

では、皆さんのほうからはいいですね。

木村副委員長。

○**副委員長（木村彰人委員）** 追加で資料1を頂いた分、これは改めて今見ましたところ、国内の扶養者と国外の扶養者、これは控除対象扶養親族の定義が変わったということなんですけれども、米印のところ、国外の扶養者については30歳以上70歳未満で国外居住の被扶養者については原則として扶養控除の適用対象外とするという特注なんですけれども、これは国内と国外を分けた背景的なものをお聞きしたいんですけれども。

○**委員長（小島真由美委員）** 税務課長。

○**税務課長（田代 浩）** 現行の制度では、国外居住親族の所得要件が国内源泉所得のみで判定されているというところで、一定水準を超える国外源泉所得を有する人も控除対象になっているのではないかと指摘がございまして、このような改正がなされたということでございます。

○**委員長（小島真由美委員）** いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○**委員長（小島真由美委員）** 全員挙手です。

したがって、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第42号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第42号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（野寄正博） 議案第42号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は30ページ、31ページ、新旧対照表は27ページをご覧ください。

本市では、市民の利便性の向上と個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている民間端末機から住民票の写しなどの証明書を取得できるサービス（コンビニ交付サービス）を10月20日から開始する予定です。その際、例えば生活保護法の規定により、保護を受けている人が直接必要とするため申請したときなど、その手数料が免除される場合であってもコンビニ交付サービスにおいては適用しないため、手数料条例の一部を改正するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） まず、新旧表の解釈についてお伺いしたいんですけども、今説明があった部分と最後のほうは重なるのかなと思ったんですが、新旧表の改正案の4のところの最後、申請については適用しないというふうに、この適用しないという解釈が今の提案理由の説明に結びつくんですかね。この適用しないという解釈についてご説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（野寄正博） コンビニエンスストア等でこちらの第6条、前3項、そちらに記載されている公用、公共用に使用するためとか、生活保護法の規定によりというのがコンビニ交付では判断ができないということなので、実際そういう方につきましてはコンビニ交付で無償交付ということが可能ではないということによりまして、それを条例にうたっておく必要があるということで改正をしたということになります。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） とどのつまり、生活保護を受けておられる方はコンビニ交付のサービスというか、その際の制限というとあれですけども、若干違うというふうに、生活保護の方が

そういうふうになるということなんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（野寄正博） 無料の取扱いにつきましては、市民課の窓口で交付していただくというふうなことになりますので、無償交付というふうな意味ではコンビニ交付の恩恵を、コンビニ交付のほうでは一律300円を負担していただくということになりますので、そういうふうな形になるということでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 生活保護を受けておられる世帯に対しての周知というのは、市民課長のところではないのかもしれないんですけども、横の連携という部分で必要になってくるかなと思うんですけども、それについてどういうふうに進めていくお考えかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（野寄正博） そこにつきましては担当課と連携を取りながら、そしてコンビニ交付開始のときにもこちらは広報とかホームページのほうに記載して、今よその市町村のほうでもホームページには必ずこの文言は入れているような形で行っておりますので、そういうふうな形で何らかの対処を考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 今、よその自治体でも同じような形でコンビニ交付については無料扱いしないということは分かりましたが、しかしながらこれは実質的には窓口で交付されればいいことではしょうけれども、例えばコンビニ交付して300円を払ったとしても後ほど還付するとかという、そこまでの手厚い措置というのはほかの自治体はやってないんでしょうけれども、そこら辺までは検討する必要はなかったんでしょうかね。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（野寄正博） 手数料につきましては、手数料条例で一度頂いた手数料は還付しないというふうなことが第4条のほうでうたっております、そちらについてはそういう形で考えていなかったというふうなことになります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第42号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第43号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3、議案第43号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長(野寄正博) 議案第43号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は32ページ、33ページ、新旧対照表は28ページになります。

現在、印鑑登録証明書につきましては、申請者が窓口で印鑑登録証(カード)をご提示いただくことにより交付を行っておりますが、コンビニ交付サービスの開始に伴い、印鑑登録証ではなく、個人番号カード(マイナンバーカード)の個人認証機能を利用した交付が可能となります。申請者がコンビニエンスストア等の端末機を自ら操作し申請を行うことでその端末機から印鑑証明書を交付できるようにするため、印鑑条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上です。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 確認ですけれども、今既存の印鑑証明のカードというか、ありますよね、マイナンバーカードではなくて。あのカードではコンビニで印鑑証明書の交付は受けることはできないということですか。

○委員長(小島真由美委員) 市民課長。

○市民課長(野寄正博) 今のカードではコンビニ交付はできません。

○委員長(小島真由美委員) 藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) その周知も当然必要になってくると思うんですよね。コンビニ交付とい

う部分をされておられますから、マイナンバーカードを所持してなくても既存の今市に登録しているあのカードでコンビニ交付されるんだと思われる方も出てくると思うんですけども、そういったところの周知策というのはどういうふうにご考えておられますか。広報やホームページ等ででしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（野寄正博） そこにつきましては、印鑑登録証カードとマイナンバーカードの2種類併用というふうな形で今後運用していくような形になりますので、おっしゃっていただいたようにホームページや広報などでそのあたりは特に念を入れて広報していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それに併せてこれは要望ですけれども、市長のほうも先日フェイスブックに上げられていましたKBCのdボタン、あの機能も活用していくというのも一つありだと思います。恒常的にあの機能の部分を今のサービス内容の部分も含めて、せつかくある機能ですから、そういったのも活用していくということも検討していただきたいというふうに思います。

これは要望です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第43号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第44号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第44号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第44号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書は34ページ、35ページ、新旧対照表は29ページになります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定でございます。

今回の改正では、新型インフルエンザ等対策特別措置法——以下、措置法といいます——の改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている特措法附則第1条の2が削られました。これに伴い、特措法附則第1条の2第1項の規定を引用して、新型コロナウイルス感染症の定義をしている法律に規定については、特措法等改正法の附則において具体的に書き下ろす形に改められたため、その規定を引用する太宰府市国民健康保険条例の附則第6項を改正するものでございます。

太宰府市国民健康保険条例附則第6項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第44号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時22分〉

○委員長（小島真由美委員） それでは、ここで感染症拡大防止策として執行部の入替えを行います。執行部の皆様は、席をご移動ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第45号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） それでは、日程第5、議案第45号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については、歳出の中で併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は、8ページ、9ページをお開きください。

3款2項2目児童措置費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 細目007子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費8,452万1,000円の増額補正についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する緊急支援策として国において低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給が決定されたことを受け、本市におきましても子育てと仕事を一人で担う独り親家庭に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、まずは独り親分として事業費、事務費合わせて6,263万円を令和3年度専決第1号にて予算措置を行い、5月11日に児童扶養手当受給対象者552世帯に対し給付金の支給を行ったところです。

独り親世帯以外のその他の世帯への給付につきましては、国の制度設計が決まり次第、予算措置を行うこととしておりましたが、先般国から制度の詳細が下りてまいりましたので、その所要額について増額補正をお願いするものでございます。

給付金の支給対象は、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方については申請不要で支給を行い、そのほ

かにも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にある方につきましても申請をいただくことで支給できるものとなっております。給付額につきましては、独り親世帯と同様、児童1人当たり一律5万円で、対象となる児童は令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とされております。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の主な経費についてご説明いたします。

補正予算書9ページをご覧ください。

今回支給するその他世帯への給付金につきましても、できるだけ早急に行うため会計年度任用職員2名を雇用して事務を進める予定としており、その関連経費として2節給料223万3,000円、3節職員手当等476万1,000円、4節共済費49万8,000円、10節需用費に8万5,000円、11節役務費に18万4,000円、12節委託料に176万円、そして18節負担金、補助及び交付金に対象児童1,500人分として7,500万円を計上しております。財源につきましては、全額国の負担となります。

補正予算書6、7ページをご覧ください。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金に事業費、事務費ともに10分の10の同額を計上しています。

なお、支給時期につきましては、児童手当などの既存制度の情報を活用し、申請不要で把握できる世帯については7月上旬の支給を目指し、その他の家計急変世帯等につきましても随時申請を受けて、できるだけ速やかに支給したいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 事業の見込みの部分でお伺いしますけれども、来年の2月までに生まれたお子さんのところも対象になるということですが、そうなってくると場合によってはこれは年度内に支給が間に合わなくて繰越し等が3月の段階で出てくるというふうに考えたほうがいいのか、それとも年度内には支給は終わらせられるというふうに見込んでおられるのか、その辺の見込みについてお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 2月末までに生まれた方で、なおかつ住民税非課税世帯ということになりますので、年度内の支給という形で考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 申請不要世帯はいいんですけれども、所得が急変した世帯に対してのお知らせ、情報発信が非常に肝要だと思いますけれども、こちらのほうはどのように手厚く

されるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 周知につきましては、まず児童手当、特別児童扶養手当の受給世帯に対しましては個別に通知のチラシを送付する予定です。また、高校生のみを扶養している世帯に対しましては、県から各学校を通じて保護者のほうにお知らせすることとなっております。その他の家計急変者に対しましては、市のホームページと7月号の広報に掲載を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

4款1項2目保健予防費について執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは続きまして、補正予算書8ページ、9ページをご覧ください。

4款1項2目、細目006新型コロナウイルスワクチン接種事業関係費2億817万9,000円の増額補正について説明いたします。

増額の内訳としましては、まず接種者の増加と接種体制の拡大を見込みまして、7月から9月までの期間、会計年度任用職員2名を雇用する費用といたしまして、給料103万1,000円、職員手当等1,710万4,000円、雇用保険料や社会保険料等の共済費20万1,000円を計上しております。職員手当等の中には土日の接種会場に従事する職員や接種券関係の事務等に従事する職員への時間外等の費用も含んでおります。

次に、今後接種体制が整うに従い、従事する医師や薬剤師等の出務の増加に伴う報償費、会場で使用する消耗品や医薬材料費の追加費用、役務費として会場で連絡用に使用する携帯電話料、使用済みの針やシリンジを処分する手数料をそれぞれ計上しております。また、委託料として様々な方面から来場される方への会場入り口までの誘導等も含めまして、駐車場警備の委託料、2回目の予約受付等の人員の増員を含む人材派遣やコールセンター委託料の経費等、合わせて8,026万2,000円、接種会場に必要な機械器具等の賃借料、会場借り上げ料の追加費用として5,227万8,000円、そのほかワクチン保管のための冷蔵庫などを含む追加の施設一般備品の費用として350万円を計上しております。

これらの歳出予算の根拠としましては、補正予算書の歳入について、6ページ、7ページをお開きください。

15款1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2,909万7,000円を増額し、補正後の金額が2億7,981万4,000円及び15款2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金1億7,908万2,000円を増額し、補正後の金額が3億

3,659万6,000円、補助率は10分の10となっておりますけれども、それを財源としております。

説明は以上になります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 9ページの時間外手当についてお伺いしたいんですけれども、この時間外手当の1,700万円というのは、今後見込まれる分として計上されているのか、それとも新年度に入っていますけれども、4月、5月と月日が経過していますが、要は過去を遡る時間外の部分も含まれているのか、それについてお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 大部分につきましては今後、土曜、日曜の接種は今からが増えていくというふうな形になりますのでそちらを見込んでおりますけれども、一部接種券の配布でありますとかその部分で少しかかった分等をそのまま継続していくためにということで。高齢者フェーズは終わりますけれども、今からまたそれから先の基礎疾患をお持ちの方であるとか、そこら辺につきましてはかなりまたきめ細かい作業が必要となってまいりますので、そのあたりも見込んでおります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それに関連して、提案理由でも今触れられました土日という部分に従事された方の、要は代休ですね。代休というのが今の体制の中で保証がきちんとされているのか、その辺についての見込みまで併せてお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今接種が開始されたばかりで、会場等の85歳以上の方から先にスタートした関係もございまして、今現在いろいろなその後の調整であるとか処理というのに時間がかかっているのも事実でございます。ただ、職員の健康のためにもやはり代休が取れていく体制を取っていきたいということで、今回会計年度任用職員等も予算上に計上しております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 11ページの人材派遣業務委託料の4,231万7,000円なんですけれども、今高齢者接種で2か所やっています。それに次ぐものということなんですかね。ちなみに、今の体制の委託はいつまでで、それが消えるところでそれにつなぐ形で一般接種のほうに向けてというような体制を取るための予算なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今の高齢者フェーズが国の予定としては7月いっぱいまでということになっておりますけれども、あと一部どうしても接種をされていない方とかも含めまして、大体9月ぐらいをめどにはしておるところでございます。その後の部分につきましては、今若い世代に入ったときにどのような形の接種が一番いいのかということと、医師会に対しても個別接種のことも要望として継続して上げておりますので、その辺を鑑みながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） そしたら、今の業務委託の増額分という形で、変更委託という形で期間を延ばすという形の4,000万円なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 接種の時間等も当初からいくと後半が少し伸びてきたりとかもしておりますので、その分の委託料の増額等も入っております。委託契約も新しく追加した人材等が入っております。コールセンター等で2回目の予約を接種会場で取るように変更した部分であるとか、それに伴ってコールセンターの委託先の職員を会場のほうにも増員で今配置しておりますので、その分の継続というふうな形になっております。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 4,000万円です。いつまでの委託の延長期間を考えているのか。というのは、かなり金額が大きいもので、それこそいつまでに終わるかというのが先が見えない状況なんで、恐らく追加、追加で上がってくる可能性がある中で、今回の4,000万円は期限としていつまでの委託を想定されているのかを確認させてください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今のところは9月いっぱいぐらいまでを予定としております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから一つお聞きします。

関連してなんですけど、コールセンター業務委託料、今こんな天気ですし、血圧が高いので今日はやめておきたいとか、キャンセルに特化したコールセンターというのは必要じゃないのかとはずっと思っていたんですが、ほかの自治体ではそういうコールセンターをつくったところもあるんですが、本市としてはコールセンターの業務委託料の中でそういう新たな考えというのはありますか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今現在は、なるだけいろいろな場所に増やすことでどこに連絡したらいいかわからない方とかも出てくる可能性もございますので、今のところは今のコールセンター。あとは、もちろんそこにつながりにくい方であるとかは、市のほうでもそちらに連絡

ができるような体制を今取っているところです。今後につきましては、雨に季節にも入ってきてはおりますので、そういうふうなご要望であるとか、また状況を見ながら整えていきたいとは思っております。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） 結構な額の委託料で、人を雇ってコールセンター、また人材派遣業務という形でつくっているわけなので、市民には分かりやすさと便利さ、効率性というものを考えて、どういう仕組みにしたらいいかをもう一回ここで練り直したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですね。そういう検討の上での委託料も含まれるのかどうか。何か今後ちょっと変えないといけないだろうという点が今言ったこと以外で何かあれば教えてください。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） 予約に関しましては、まずスタートのところから電話がかからない、かかりにくいということで非常に苦情のお電話をたくさんいただきました。そういう中から、接種券の発送自体を少し細分化して送るというふうな形で少しずつ変えてきたところもありますし、窓口で受け付けられるようにということで、ワクチン接種の対策室の前に常設でパソコンを置いて、どうしてもできない方はそちらにお願いしますとかというような対応を取ってまきております。今後の受付の方法ではあるんですけども、今高齢者の方はなかなかウェブとかLINEの予約が難しいのかなというふうには思っておりましたが、大体今半々ぐらいです。ご家族とかが協力いただいて、ウェブ、LINEのほうでのご予約もかなり入っておりますので、これからはそちらをできるだけ推奨するようにしていきたいというふうに思って、予約の方法をもう少し具体的にホームページに出すとか、そういうふうな工夫をしていく必要があるかなというふうに思っております。

それと、つい最近ではありますが、中学生にぜひ高齢者のご家族とかの支援をしてくださいということを教育委員会のほうで授業で取り組むという形でやっていただきました。中学生、高校生にはLINEの予約というのは項目が2つか3つぐらいしかないのもそんなに難しいものではないので、ウェブ、LINEのほうの予約をぜひ推奨するような形でやっていきたいというふうに思っております。

費用に関しましては、そこを推奨する分についてはそんなに費用はかからないので、そういうところで予約の混乱をできるだけ避けられるようにというふうには思っております。

○委員長（小畠真由美委員） ウェブの予約については、大学生とか学生さんたちもアルバイトがなくて困ってらっしゃるということもあるので、ぜひ学生さんたちもどんどん使っていただきたいと思うんですが、これからだんだん年齢的に64歳以下になってくると従って、優先順位の基礎疾患を持ってある方、この問合せ先というところは同じコールセンターであるのかどうか、それともまた基礎疾患をお持ちの方用の窓口のコールセンターをするのか。これはウェブでのやり取りの前に一回そういう問合せがかかってくると思うんですが、どういう申請の書類が必要なのかとか。そういうことについて、よそはもうこれを始めているところはあるんで

すけれども、本市としてはどういう感じでこれは取り組もうと思ってるのか教えてください。

元気づくり課長。

○**元気づくり課長（安西美香）** 自己申告でしか分からない部分と、あと手帳等をお持ちの方で基礎疾患が市のほうでも把握できる方と両方いらっしゃると思っておりますので、市で把握できる方についてはもちろんご案内を先に優先的にできるような体制を整えていきたいと考えております。

あと、かなり基礎疾患という範囲が肥満まで入る形で広うございますので、そのあたりにつきましては本人様からの申告ということ、あと疾患名で分からないものとかがありましたら医師会先生、主治医の先生のご協力も得ながら、それが優先に当たるのかどうかというところ。決して接種を妨げるものではないので、できる限り本人さんの状況とかを聞きながら、優先の方はまずは申請していただくというふうな形を取っていきたいと考えております。

○**委員長（小畠真由美委員）** 何で聞いたかといいますと、先に受けたいという気持ちで先に自分が受けられるんじゃないかろうかという問合せがあるんじゃないかろうかという気がしているんですね。そういう窓口もコールセンターが全部受けていくのかどうか。さっき言いましたように、キャンセルの窓口も同じところ、そういった基礎疾患の問合せも同じところ、普通に予約するところも同じところ。これでいいのかどうかということ結構な金額の委託料の中でもうちょっと分かりやすくできないのかどうかということ先ほどから申し上げているところなんです、その辺の検討というのは今後可能でしょうか。

健康福祉部長。

○**健康福祉部長（田中 縁）** 基礎疾患の方の予約を取ることにつきましては、どういう方法でいくかというのは近隣でも協議はしておりますけれども、まだはっきり方針がなかなか出ないところではあるんですが、私どもで今協議している中では、まず皆様にこういう方法で基礎疾患の方は申請してくださいということで、予約の前に、こういうことで私は対象になるので優先接種をしたいというふうなことを申請していただくような方法を何か取れないかなということ今検討しております。それを出していただいて、そこからコールセンターという形にするのか、それを受けてこちらで予約を入れるのかというのは今まだ検討段階ですので、そこで何がしか、いわゆる優先枠という形を取るために調整は必要かなというふうには思っております。

○**委員長（小畠真由美委員）** ぜひ分かりやすく市民のほうに周知ができるように、これから恐らくキャンセルも増えてくる可能性もありますし、また基礎疾患についても先ほど課長がおっしゃったように結構な、はっきりと病気ではないけれどもちょっと生活習慣病の中で引かかる場所があるというような方たちの問合せ先、そういったところもこれから必要になってくるかも分からないので、せつかく補正で上げてくださっている中で一番お金を効率的に使える方法をお願いしたいということで、これは私の要望です。

ほかに皆さんのほうから。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） コールセンターの業務委託料なんですが、今コールセンターは何人体制でされておるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今電話のご予約等の問合せを市役所に設置して受けていただいているのは10人になります。それに、あと会場での2名、それで今から2会場になりますので、その分が増えていくというふうな形になっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 2会場になるということは、あと何人増える。

○元気づくり課長（安西美香） あと2名というふうな形になります。同時進行になったときに2名増えるというふうな形になります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） これは市民からのあれで、コロナの件で電話したときに、それはうちの担当じゃありません、うちの担当じゃありませんとたらい回しにされて、何十分も待たされたということが起きとるわけですね、現に。スムーズにいろいろな形でお客さんを安心させるためには、そこんところの周知をちゃんとしてもらっとかんと、お客さん、年寄りの方はこういうふうになると迷うわけですね。だから、太宰府は全然なっとらんというような話まで出とるんで、これはこういうコロナが発生した時点でワクチン対策をする中で、事前に接種を始める何か月も前からいろいろな形のシミュレーションをやっとかないと、最終的にはこういうふうな形になったりするんで、今小島委員長が言われたことも含めて、これは前からいろいろな形で検討をずっと続けた中でこういう形が一番ベストだということを見いだしておかないと、今から検討するというふうな話じゃ僕は遅過ぎると思うんですね。だから、今後はそういうことで物すごく気を遣ってやってやってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） すみません。説明を聞いていて私が理解できなかったんですけども、コールセンターの業務委託料、今のコールセンターがありますよね。その業務委託がいつまでやるつもりなのか。それを増強するため、それとも期間を延ばすため。それで、今10人ですよ。10人を増やすんですかね。そこら辺をちょっと。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 今10人なんですけれども、会場のほうで1回接種が終わった方の

今度2回目のご予約を今各会場のほうで待ち時間の間にするという作業のためにそちらのほうにも、当初は想定がなかったんですけども、とびうめのほうに2名、それといきいき情報センターのほうに2名という形で増員をしていくというところになっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 分かりました。

しかしながら、これはコールセンターの今の状況、やっぱりかからないって。たまたまかかった人という話も聞きましたけれども、これから一般接種が増えていく中で、今の10名体制、プラスの現場のほうで2名、2名ですよ、14名体制。これだけじゃ絶対対応できるはずが僕はないと思うんですけども、先ほど部長が言われましたとおりのほかの方法も今やっていますよね。コールセンターはコールセンターで機能的には置くとして、ほかの方法を、なおかつお金があんまりかからないと言われましたね。そっちのほうを逆に予約の選択肢としてやったほうが、実際にインターネットとかLINEとかでやったよというお声のほうをよく聞くんですよ。だから、予算はかからないということでしたけれども、そちらのほうに逆にしっかり予算をつけて増強したほうがこれからの一般接種に向けては非常に有効じゃないかと思えますけれども、お考えはありますか。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） ありがとうございます。

これから高齢者が終わって64歳以下のフェーズになってきたときには、正直ウェブとかLINEの予約が増えてくるだろうというふうにこちらも正直期待しております。そういう予約のほうに皆様できるだけ行っていただけるようにということで、ウェブ、LINEの予約のほうを、例えばKBCの分のdボタン広報とかあいうもので、ぜひこちらのほうをご利用くださいというふうな広報とかもどんどんやっていきたいと思えますし、予約が難しい方の支援というのは、先ほどの学生さんの分もそうですけれども、民生委員さんとか自治会長さんとかも自分たちが勉強されて支援をしたりとかそういう活動もしてらっしゃいますので、そういうところをぜひご協力いただいてということで今後もやっていきたいというふうに思います。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） これは希望ですけども、福岡市がやっていますよね、公民館とか共同利用施設で制度でそこに来てくださいという形で情報発信をしていました、これは新聞の情報しか私は知らないんですけども。実際にこれは市役所で学生さんとかでやりましたということは分かりましたけれども、もうちょっとしっかり制度的に身近なところで高齢者、もしくは一般の方が、それこそインターネットとかにつながらない方がそこに行って予約できるようなシステムをしっかりとつくったところで下ろしたほうが分かりやすいんじゃないかと思えます。要望です。

○委員長（小島真由美委員） すみません。最後に一つ聞き漏らしていたんですが、今5歳刻みぐ

らいで送ってらっしゃる。これは64歳以下もそういう形になりそうなんですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） 64歳以下の接種券の送付に関しましては、これまでの状況を考えますと、刻んで送るという方法も検討はしておるんですが、逆にネットで予約できるような方たちだと手元に接種券があれば別に待たずにネットで予約が入りますので、接種券が手元に来ないことによって少しずつ遅くなっていくということも、両方デメリットもありますので、そこに関してはどういう送り方をするかというのは今検討しているところです。

○委員長（小畠真由美委員） というのが、私のところにもよく問合せがあるのが、要するに接種券が来なくても自分は基礎疾患を持っているということで早く受けられるんですかという。接種券が送ってきた方たちの中での優先順位、そうではなくて、接種券が来なくても優先順位という権利があるのかという問合せがかなり来ているんですね。先ほどから申し上げているのは、その問合せがコールセンターに行くんじゃないかなろうかというふうに思っていて、その辺をはっきりと周知してあげないと5歳刻みだろうと10歳刻みだろうと、送られてきてないけれども自分は基礎疾患があるという、だんだんそういうフェーズの50代、60代になってきますので、そこをもう少し分かりやすくしていただけたらなというふうに思いますので、先ほど藤井委員が言われたみたいなdボタンであるとか、ネット時代の方たちにだんだん年齢が下がってきますので、何かホームページ等で分かりやすく、今の提示の仕方ではないやり方で周知していく必要があるのかなと思っていたんですが、その辺はいかがでしょう。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） 確かに基礎疾患をお持ちの方というのは、接種が始まる前から大分いろいろとお問合せがあっております。まずは65歳以上ということで国も言ってきているところなんですけど、ある程度7月末という目標を立てて目星もある程度ついてきましたので、早速基礎疾患の方の対応についてはもう今協議に入っておりますので、優先してという形を何らかの形でできるようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（小畠真由美委員） 分かりました。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） コロナの接種で、福岡市が今ワクチンを捨てなきゃいけないというような状況が起きたりして、テレビ報道でもあっていますよね。太宰府の場合は、今接種の中でそういうふうな解凍してしまったのに余ってしまったとかという事例というのはあるんですか。

○委員長（小畠真由美委員） 余ったというのは、どういう意味での余ったんですか。

○委員（船越隆之委員） 要するに、ワクチンがキャンセルが出たばかりにそれを使えなくなったとかという話で、それを処分しなきゃいけないというような事例が出たのかという、今までの間でですよ。

○委員長（小畠真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） ワクチン自体を処分しなければならないということは、できるだ

けそういうことを出さないように希釈の最後の1本とか2本をぎりぎりの時間まで待っていただいて、ディープフリーザーという冷凍庫から取り出したら30分ぐらいで溶けますので、結構ぎりぎりの時間まで調整をしておりますので、今のところはバイアルを捨てなければならないという事態は起こっておりません。

以上です。

○委員（船越隆之委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 先ほどの65歳以下はどうするかということなんですけれども、どのように発送していくかというのは体制づくりと不可分だと思うんですよね、数の点で考えると。太宰府市の場合は筑紫医師会とで体制をつくっていくことになろうと思うんで、65歳以下にどのように発送していくというのは、隣町と同じような方針で臨んでいくということになりそうなんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） どういう体制でいくかというそういうことも含めまして、筑紫5市で毎週協議を、ウェブではあるんですが、させていただいています。そもそも医師会さんのほうが今後接種を加速していくために、例えば個別接種をやっていただけるようにとか少し時間を延長していただけるようにとかそういう要望も筑紫5市で合わせて出させていただいて、そこを見合いをしながらどういうふうに出していくかということで、また同じように協議をさせていただいています。一応、筑紫5市はある程度並んだところで同じような形でというふうには協議しながらやってきております。一部少しやり方で多少違うところはありますけれども、大体同じようなやり方でということやってきております。

○委員長（小島真由美委員） それでは進めます。

以上で歳出の説明は終わります。

歳入につきましては、歳出と併せて既に説明を受けました。

それでは次に、第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

3ページをお開きください。

学童保育所指定管理料について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 学童保育所指定管理料4億5,326万8,000円についてご説明いたします。

現在、学童保育所の管理運営業務を委託しております指定管理期間が令和4年3月をもちまして満了しますので、次期の5年間の指定管理料を計上するものでございます。本年度から指定管理者の選考に着手するため、令和3年度から令和8年度までの債務負担行為としております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 議案第45号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第45号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時02分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和3年8月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美